

にも適切な支援を受ければ、就労できる人がいる。このため、働けばそれに応じて生活が豊かになるような援助のあり方を考える等、働くことへの誘因（インセンティブ）を増すとともに、就労支援や就労意欲の喚起等の自立支援を進めていく⁴¹。

また、近年の離婚件数の増加に伴い、母子家庭が増えている⁴²が、母子家庭等ひとり親家庭においては子育てと生計を一人で全て担う必要があり、子育て・生活支援、就業支援等の総合的な母子家庭等対策を推進し、母子家庭等の自立の促進を図る。

これらの人々に対して、その意欲や適性に応じ、福祉を受ける立場から就労状態への移行を切れ目なく支援することは、本人の生活力の向上につながることはもちろん、社会での活躍の場が広がることにより、社会の活性化にもつながる。このため、雇用と福祉の関係機関の連携等を通じて、能力に応じた就業機会の確保を進めるとともに、就労を通じた社会参加への支援を行う。

(5) 地域における雇用創出への支援～地域の人材を育成・活用する

地方と都市の間において格差が拡大しているが、地域ごとに特色ある産業があり多様な人材がいることは、変化が速くなっている世界的な経済環境の中でも、日本経済が柔軟に対応でき、安定的に高い付加価値を生み出していくことにつながるものである。

そこで、地域が独自の魅力や強みを掘り起こして主体的に産業創出に取り組み、人々が自らの地域に誇りを感じながらその能力を活かして働ける場を作っていくことへの支援を行う。なお、こうした地域には潜在的な強みをうまく引き出す等地域の発展に必要な人材が不足している場合もあり、そうした人材の確保に対する支援も行う。

このため、雇用情勢の厳しい地域等を中心に、地域の特性に応じた自発的な雇用創出の取組への支援を強化していく⁴³。その際、中核的人材の育成や都市部から地方へ移住した者が、その職業経験等を活かして創業等を行うことへの支援について、特に配慮する。また、今後、団塊の世代が引退過程を迎える中で、地方への移住を希望する退職者が住みやすい魅力的な環境作りを進めるこ

⁴¹ 生活保護制度については、経済的給付に加え、実施機関が組織的に生活保護受給世帯の自立を支援する制度に転換することを目的とする「自立支援プログラム」が2005年度からスタートしたところである。

⁴² 母子世帯数は2003年度約123万世帯と5年前と比べて約27万世帯、28.3%増となっている（厚生労働省「平成15年度全国母子世帯等調査結果報告」）。

⁴³ 地域再生法に基づき、2005年4月に閣議決定された「地域再生基本方針」においても、個性豊かな地域づくりを達成し、「地域経済の活性化」とあわせて「地域雇用の創造」を実現することを目標としている。また、①地域の特性に応じた自立的発展等の基盤となる国土の形成、②地方公共団体の主体的な取り組みを尊重しつつ、国が本来果たすべき役割を全うすることを基本理念とする国土総合開発法の改正法（法律名も「国土形成計画法」に改称）が、第162回国会で成立した。